

## 小坂小学校・小野小学校 協議・調整事項等比較表

項目	小坂小学校	小野小学校
校名・校歌・校章	<p style="text-align: center;">豊岡市立小坂小学校</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>小坂小学校 校歌</p> <p>一 流れも清き 出石川 渡すちぎりの 四つの橋 強く心に 結ばれて 久遠の命 開かれん</p> <p>二 実る整理の 広野原 中にそびゆる 学び舎に 自由の鐘を 打ち鳴らし 正しき道に いそしまん</p> <p>三 田鶴はぐくむ 森井山 羽ばたくつばさうるわしく はゆる姿を そのままに ああ 小坂校 進まなん</p> </div> 	<p style="text-align: center;">豊岡市立小野小学校</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>小野小学校 校歌</p> <p>一 日槍祀れる神美の 土地も豊けき小野の区に 建てるわれらの学び舎は 敬と信とを旨とせり</p> <p>二 眺め遙けき田の面より 不断に香る土地の精 吸いていそしみ励みつつ 共に築かん理想郷</p> <p>三 弥栄えゆく日の本に 楽しみ生うる幸を謝し 恵にこたえん身と心 いぎすこやかに鍛えなん</p> </div> 
PTA組織	<p>役員 会 長 1名 副会長 2名 (男1・女1) 理 事 1名 会 計 2名 (保護者1・事務局1) 顧 問 若干名</p> <p>会費 1世帯あたり 4,800円/年 (準会員 1世帯あたり 1,200円/年)</p> <p>※規約は別紙のとおり</p>	<p>役員 会 長 1名 副会長 2名 (男女各1名) 会 計 2名 (内1名は学校職員) 監 事 3名 (内1名は区長) 顧 問 若干名</p> <p>会費 児童1人あたり 3,000円/年 (準会員 1口 500円/年)</p> <p>※規約は別紙のとおり</p>

項目		小坂小学校	小野小学校
学用品	制服	制服なし（活動しやすく華美にならない服装）	制服なし（動きやすいもの）
	名札	学校指定のもの（学年ごとに色分け：6色）	学校指定のもの（全学年：白）
	通学靴(下靴)	指定なし	指定なし（運動がしやすい靴）
	制帽	黄帽子（出石ライオンズクラブ寄贈）	黄帽子（出石ライオンズクラブ寄贈）
	上靴	白のVシューズ	白のVシューズ（ゴム部分の色指定なし）
	体操服	半袖シャツ・ハーフパンツ（男女兼用）、赤白帽袋（35×27cm） 	半袖シャツ・ハーフパンツ（男女兼用）、赤白帽（日よけ付のものでも可）、袋（30×25cm） 
	ランドセル	指定なし（使いやすくて丈夫なもの）	指定なし（丈夫なもの） ※お守り、熊よけ鈴以外は付けない
	傘	黄色	黄色2本（通学用と置き傘用）
	筆箱	使いやすくて丈夫なもの（カンペン不可） 黒鉛筆4本（2B）、赤鉛筆1本、消しゴム白	無地、箱型（缶や袋式のもの不可） 黒鉛筆5本（2B）、赤鉛筆1本、消しゴム白
	下敷き	B5サイズ	B5サイズ、無地
色鉛筆	12色セット（こども園卒園祝品）	12色セット	
道具類	粘土、粘土板、へら、粘土ケース、はさみ、糊、クレパス、とび縄、サインペン、袋（25×18cm） ※こども園で使用していたもの	粘土、粘土板、へら、粘土ケース、はさみ、糊、クレパス、とび縄、サインペン、道具かご（ロッカー用） ※こども園で使用していたもの	
エプロン袋	エプロン、三角巾、袋（35×27cm）	エプロン、帽子、マスク、袋（30×25cm）	

項目		小坂小学校	小野小学校
学用品	給食袋	マスク、バット敷 (35×30cm)、箸、箸箱、袋 (20×20cm)	ナフキン (23×33cm)、箸、箸箱、ミニタオル、袋 (20×20cm)
	歯磨き袋	歯ブラシ、コップ、歯磨き粉、袋 (20cm×20cm)	歯ブラシ、コップ、歯磨き粉、袋 (20×20cm)
	雑巾	2枚 (記名あり、記名なし)	2枚 (記名あり、記名なし)
	座布団	防災頭巾座布団 (手作り・購入どちらでも可)	35×35cm、ゴム紐付き
	防災頭巾	〃	防犯協会小野支部から寄贈
	音楽バッグ	A4ファイルが入る大きさ ※絵本袋でも可	手提げ袋 (30×40cm) ※絵本袋でも可
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事 (別紙のとおり)</li> <li>・通学方法 (小野地区)、スクールバス、見守り活動</li> <li>・スポーツクラブ21</li> <li>・防犯協会</li> <li>・校友会</li> <li>・閉校式、閉校記念行事</li> <li>・統合式</li> </ul>		

## 小坂小学校・小野小学校 P T A規約比較表

小坂小学校 P T A 会則	小野小学校 P T A 規約
第 1 章 名 称	第 1 章 名称及び事務所
第 1 条 この会は、小坂小学校 P T A と称し、事務所を小坂小学校におく。	第 1 条 この会は、「小野小学校 P T A」と称し、事務局を豊岡市立小野小学校におく。但し、通称は「小野小 P T A」とする。(以下この会と呼ぶ)
第 2 章 目的及び活動	第 2 章 目的及び活動
第 2 条 この会は、父母と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な育成をはかることを目的とする。	第 2 条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。
第 3 条 この会は、前条の目的を遂げるために、つぎの活動をする。 1. 会員の研修に努める。 2. 家庭と学校との緊密な連絡と協力によって教育の振興と児童の福祉を図り、特にその安全と生活の善導に努める。 3. 児童の生活環境の改善、充実に努める。	第 3 条 この会は、前条の目的のために、次の活動をする。 1 よい父母、よい教職員になるように努める。 2 家庭と学校の緊密な連携によって、児童の保護と善導に努める。 3 児童の教育環境を整備することに努める。
第 3 章 方 針	第 3 章 方 針
第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針によって活動する。 1. 児童の教育ならびに、福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。 3. 学校の人事には干渉しない。	第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とする行為は行なわない。 3 学校の人事等には、干渉しない。
第 4 章 会 員	第 4 章 会 員
第 5 条 この会員は、つぎの通りとする。 1. (正会員) イ 本校に在籍する児童の父母またはこれに代わるもの。 ロ 本校に在籍する教職員。 2. (準会員) イ 校区内に在住し、正会員以外のもの。	第 5 条 この会の会員は、次の通りとする。 1 正会員 ア 小野小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者 (以下保護者と呼ぶ) イ 小野小学校に勤務する職員 (以下学校職員と呼ぶ) 2 準会員 ア 小野小学校校区に在住する正会員以外の者
第 5 章 会 計	第 5 章 会計及び会計監査
第 6 条 この会員の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもって充てる。	第 6 条 この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。
第 7 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。	第 7 条 この会の会計は、総会で議決された予算により執行する。
第 8 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。	第 8 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
	第 9 条 この会の会計監査は、監事が行なう。
	第 10 条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 この会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第10条 この会は、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名（男1・女1）
3. 理事 1名
4. 会計 2名（保護者1・事務局1）
5. 顧問 若干名

第11条 役員の選任は、次の方法による。

1. 会長・副会長・会計は、新6年生の中から互選し、総会で承認を得る。  
ただし、単学年で選考が難しい場合は、新会長と学級委員長の裁量により、副会長、会計は、他学年からの選出も可とする。
2. 理事および顧問は、会長が委嘱する。

第12条 役員の任期は、1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、会長の指示に従いこの会の庶務にあたる。
4. 会計は、この会の会計にあたる。

## 第7章 会計監査委員

第14条 会計監査委員は、3名としこの会の経理を監査する。

第15条 会計監査委員は、全体委員会において選出し、総会の承認を得る。

第16条 会計監査委員の任期は、1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第8章 参与

第17条 この会につぎの参与をおく。

1. 校区内の各地区区長および学識経験者を参与に委嘱する。
2. 参与は、本会の活動における重要事項について会長の諮問に答える。

## 第9章 総会

第18条 総会は、会員より構成され、この会の最高機関であり、すべての議事は出席者の過半数で決める。

第19条 総会は、定期総会および臨時総会とする。定期総会は、年度始めに開く。臨時総会は、会長が必要と認めた時、および会員の1/3以上の要求があった時開催する。

## 第6章 役員

第11条 この会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名（男女各1名）
- 3 会計 2名（内1名は、学校職員）
- 4 監事 3名（内1名は、区長とする）
- 5 顧問 若干名（会長が委員の議を経て推薦する）

第12条 役員は、地区委員会で推薦し、全体委員会の承認を受け、総会で報告する。

第13条 役員の任期は、1年とする。但し、再選を妨げない。

第14条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

会長は、総会・全体委員会・役員会・運営委員会等を召集する。

第15条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第16条 会計は庶務を兼ね、この会の会計事務を処理する。

算17条 監事は、この会の会計を監査する。

算18条 顧問は、この会の諮問に応ずる。

## 第7章 総会

第19条 総会は、会員により構成され、この会の最高議決機関である。

第20条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は、4月に開催する。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、及び会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

第21条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

## 第8章 委員会及び部会・学級PTA

第22条 全体委員会は、役員・地区委員・学級委員・学校職員で構成する。

全体委員会は、役員承認、緊急で総会に準ずる重要な事項等、会長の必要と認めることについて協議する。

第23条 この会の円滑な運営のために、次の小委員会と部会を設ける。（ ）内は構成等。

- 1 運営委員会（役員・地区委員・各部会正副部長・学級正副委員長・学校職員）  
運営委員会は、全体行事の計画、各部会活動や各学級PTA活動の調整等この会全体の運営や活動に関わることを協議し、中心となって行なう。
- 2 部会（各部会では、部長・副部長を互選する）
  - ア 文化広報部会（地区委員・学級委員・学校職員）  
文化広報部は、会員研修の計画・広報活動・対外研修等の活動を行なう。
  - イ 生活安全部会（地区委員・学級委員・学校職員）  
生活安全部は、児童の生活や健康・安全指導の中心となる活動を行なう。
  - ウ 学校整備部会（地区委員・学級委員・学校職員）

第10章 学級委員並びに地区委員

- 第20条 学級委員は、各学級の保護者の中から男1名・女1名を選出する。
- 第21条 学級委員は、学級PTAの活動を促進するとともに、学級委員会を組織して、本務の遂行に努める。
- 第22条 地区委員は、各地区ごとに会員の中から原則として男1名・女1名を選出する。
- 第23条 地区委員は、児童の生活環境改善、充実並びに課外活動の振興および学校と地区との緊密な連携を図る。
- 第24条 学級・地区委員の任期は、1カ年とする。ただし再任を妨げない。

第11章 全体委員会

- 第25条 全体委員会は、役員および教職員および全学級委員・全地区委員（第1回は、正副地区委員長）をもって構成する。
- 第26条 全体委員会の任務は、つぎの通りとする。
  - 1. 役員会および運営委員会によって立案された事業計画・予算案を審議する。
  - 2. 役員並びに会計監査委員を選出する。
  - 3. 必要ある時は、特別委員会を設けることができる。

第12章 個人情報の取扱い

- 第27条 この会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努める。

第13章 補 足

- 第28条 この会則の改正を必要とするときは、総会の同意を得なければならない。
- 第29条 本会則実施にあたり必要な事項は、細則によって定める。
- 第30条 この会則は、昭和50年6月24日から実施する。
- 第31条 この会則の実施により、小坂小学校育友会会則は廃止する。
- 第32条 この会則の実施により、小坂幼稚園・小学校PTA会則は廃止する。

附則	昭和55年4月26日	一部改正
	昭和58年4月24日	一部改正
	昭和61年4月26日	一部改正
	平成30年3月13日	一部改正
	令和3年4月29日	一部改正

学校整備部は、学校施設・設備の整備の中心となる活動を行なう。  
3 学級委員会（各学級の学級委員）（学級委員長・学級副委員長を互選する）  
学級委員会は、各学級PTA間の連絡・調整を必要に応じて行なう。

4 地区委員会（各地区の地区委員）  
地区委員会は、役員を推薦する。その他会長が委嘱することを行なう。

- 第24条 地区委員は、地区の保護者の中から、互選する。
- 第25条 地区委員は、地区会員とこの会の連絡をはかり、地区こども会の育成にも努める。
- 第26条 学級PTAは、学級の保護者と学校職員（学級担任）で構成する。
- 第27条 学級委員は、学級の保護者の中から、男子1名・女子1名を互選する。  
但し、構成員の人数によっては別途協議して互選する。  
学級委員は、学級PTA活動の中心となる。

付 則 この規約は、昭和47年度より実施する。  
この規約は、平成4年度より一部改正して実施する。  
この規約は、平成11年度より一部改正して実施する。  
この規約は、平成20年度より一部改正して実施する。  
この規約は、平成22年度より一部改正して実施する。  
この規約は、平成30年度より一部改正して実施する。  
（令和3年に、地区の改正を行った。奥小野・口小野の統合）

## 慶 弔 規 定

### 【慶 事】

学校職員の結婚を対象

・お祝い 5,000円 ・祝電

\*その他必要と認める場合は、三役会において協議の上祝意をあらわす。

### 【弔 事】

児童及び学校職員を対象

・香典 10,000円 ・弔電 ・生花一对

・正副会長及び学級委員（該当学年）が会葬

児童及び学校職員の両親（保護者）を対象

・香典 5,000円 ・弔電

・会長が会葬

\*その他必要と認める場合は、三役会において協議の上弔意をあらわす。

## 小野小学校PTA慶弔規定

### 1. 結 婚

ア 小野小学校の学校職員を対象

祝い金 10,000円 祝電

### 2. 死 亡

ア 正会員

香料 5,000円 供物 5,000円 弔電

イ 児童

香料 5,000円 供物 5,000円 弔電

### 3. その他

この定めがない事項については、役員会で協議して決定する。

この慶弔規定は昭和58年12月1日より施行する。

昭和63年3月1日 一部改正する。

平成4年4月1日 一部改正する。

平成8年4月1日 一部改正する。

平成14年4月1日 一部改正する。

平成30年4月1日 一部改正する。

平成31年4月1日 一部改正する。